

令和5年4月1日から足立区客引き行為等の防止に関する条例が施行されます。

客引きについていけないで!

客引きをしない
させない
利用しない

違反
行為

1

客引き行為



違反
行為

2

勧誘行為



違反
行為

3

客待ち
・勧誘
待ち行為

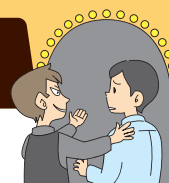


違反
行為

4

受け
入れ行為

※客引きやスカウトを受
けた者を店舗や施設内
に立ち入らせること。



違反
行為

5

ピンク
ちらしの
掲示・
配布行為



客引き行為をするお店は利用しないでください。

重点地区

竹の塚エリア

北千住エリア

綾瀬エリア

365日午後6時～午前0時、重点警戒実施中!



客引き行為等をしない宣言をした飲食店の目印はコレ▶



▲詳細はこちら